

楽器の一時輸入等に関する E U 関税法規則の改正（2013 年 11 月 21 日施行）について

1. 2013 年 10 月 31 日付で、旅行者が職業用具として E U 域内に一時的に輸入する携帯可能な楽器に関する E U 関税法規則が改正され、11 月 21 日より施行されます。同改正の施行日以降は、旅行者が職業用具として携帯する楽器については、次の 3. の条件を満たす場合は、E U の空港等の税関で申告の必要のない場合に利用する緑のゲートを通過することができるようになります。

2. ただし、税関での検査の結果、同規則に定める要件が満たされていないことが判明した場合には、不法に輸出入が行われたものとみなされ、関税や反則金を課されたり、楽器を差し押さえられる場合がありますので、留意ください。

3. 欧州委員会の説明によれば、E U 関税法規則に定める以下のいずれかの要件を満たす場合には、明示的な申告行為がなくとも、申告する物が無い場合に利用する E U 各国の税関の緑ゲートを通過することにより、税関申告を行ったものとみなされます。

- ① 旅行者が携帯可能な楽器を一時輸入する場合には、緑ゲートを通過しただけで税関申告したものとみなされる。ただし、職業上使用する楽器であっても、E U 域外から持ち込まれ、長期にわたり継続的に E U 域内にとどまる場合はこれに当てはまらず、これまで同様に税関での申告が必要となる。
- ② 旅行者（E U 域内居住者を含む）によって E U 域内に輸入された携帯可能な楽器が再輸入品と認められる場合には、緑ゲートを通過しただけで税関申告したものとみなされる。（ただし、再輸入品として認められるためには、E U 域外へ出国する際にあらかじめ輸出の証明（輸出申告書の写し又は A T A カルネ（物品の一時輸入のための通関手帳）の取得等）が必要となる場合がある。）

4. 楽器が E U 域内への再輸入品として認められるために、E U 域外へ出国する際に行う輸出申告手続については、E U 各国の税関にあらかじめ十分な時間的余裕をもって照会してください。

（問い合わせ窓口）

○欧州連合日本政府代表部経済班 松田

メールアドレス yasuhiko.matsuda@mofa.go.jp

(参考) 今回のEU関税法規則改正の背景

1. 2012年にフランクフルト税関において、日本人音楽家のバイオリンが差し押さえられ、多額の付加価値税の支払いが求められる事案が発生した。

2. その後、日本政府から、欧州委員会及び加盟国に対し本件事案の再発防止策の導入を繰り返し要請し、また、本件事案に関連し、WCO（世界税関機構）では、ATA条約（物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約）締約国会合・イスタンブール条約管理委員会において、各国における一時輸入手続について実態調査を行った。

3. こうした動きも踏まえ、欧州委員会税制・関税同盟総局が加盟国と協議した結果、旅行者が職業用具としてEU域内に一時的に輸入する携帯可能な楽器に関するEU関税法規則が2013年10月31日に改正された（同年11月1日にEU官報に掲載され、同月21日より施行）。11月8日、WCOは「WCO事務総局長は携帯可能な楽器に関するEUの新たな規則を歓迎する」と題するプレスリリースをホームページに掲載。（<http://www.wcoomd.org/en.aspx>）